

シニア向け情報

デイサービスを 利用してみませんか

あけましておめでとうございます。新年を迎えて気持ち新たに、楽しいことを始めてみませんか。でも寒くて、外に出るのはおっくうな季節です。

そこで、ご自宅までの送迎があるデイサービスを利用してみませんか。デイサービスセンターでは、健康チェック、入浴、食事はもちろん、さまざまなレクリエーションなどを通じて、笑顔あふれる暮らしのお手伝いをします。

また、普段介護されているご家族の負担を軽減することも一つの

目的であり、皆さんがゆとりを持った生活ができるよう取り組んでいます。

利用日 月～金曜（祝日・年末年始を除く）

※見学は午前10時から午後3時の間であれば随時可能です。お気軽にお問合せください。

ところ 在宅老人デイサービスセンター（西公民館 1階）

対象 次の認定を受けた方

- ・要介護1・2・3
- ・要支援1・2

利用料

- ・自己負担金（介護度等により変わります）
- ・食材料費（1食500円）
- ・機能訓練等材料費（月額500円）

問合せ先 在宅老人デイサービスセンター

☎（443）0552



●つまみ細工を作りました

要介護認定高齢者の方へ 「障害者控除対象者認定書」 を交付しています

本人または扶養を受けている方が障害者である場合、確定申告などにより所得税や町民税・県民税の所得控除を受けることができます。また、身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けていない方でも、65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている場合は、障害者控除の対象となります。

町では、介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の方で、認定基準日に次の全ての要件を満たす方に対し、申請により確定申告時に必要となる「障害者控除対象者認定書」を発行します。

対象

- ・65歳以上の方で、要介護1から5のいずれかの認定を受けている方
- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳の交付を受けていない方
- ・介護保険の認定調査票での日

特別障害者控除対象者・障害者控除対象者認定基準表

障害者	①知的障害者（軽度・中度）に準ずるもの	要介護1、要介護2または要介護3かつ認知症高齢者自立度Ⅱa以上の方
	②身体障害者（3級～6級）に準ずるもの	要介護1、要介護2または要介護3かつ障害高齢者自立度A以上の方
特別障害者	①知的障害者（重度）に準ずるもの	要介護4または要介護5かつ認知症高齢者自立度Ⅲa以上の方
	②身体障害者（1級～2級）に準ずるもの	要介護4または要介護5かつ障害高齢者自立度B以上の方
	③ねたきり老人	要介護4または要介護5かつ障害高齢者自立度Cの状態が6カ月以上継続する方

※障害高齢者自立度および認知症高齢者自立度は、原則として認定調査結果の日常生活自立度による。

常生活自立度の判定が、一定基準（左表のとおり）である方

申請に必要なもの 印鑑、申請

者の身分を証明するもの

認定基準日 所得税申告の対象

となる年の12月31日（基準日）で



とき 1月11・25日(水)午前10時
ところ 総合福祉センター 2階
高齢者生きがい活動センター内
会議室
対象 町内在住で、健康で働く
意欲のある60歳以上の方
問合せ先 シルバー人材セン
ター
☎(443)1680

シルバー人材センター 入会説明会

の判定となるため、基準日に有効
な要介護認定時の認定調査票を
もとに認定します。
※対象の方が年の途中で死亡さ
れた場合は、その死亡日を基
準日とします。
問合せ先 役場 民生課
内線115

平成28年度臨時福祉給付金および 障害・遺族基礎年金受給者向け給付金の 申請をお忘れなく

●申請期限は3月1日(水)まで(必着)です。お早めに申請してください。

平成28年度臨時福祉給付金は、平成26年に実施した消費税率引き上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和するために給付します。また、障害・遺族基礎年金受給者向け給付金は、一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方を支援するために給付します。

①平成28年度臨時福祉給付金

対象 平成28年1月1日において本町に住民登録があり、平成28年度住民税が課税されていない方(平成28年1月2日より後に本町へ転入してきた方は、平成28年1月1日時点で住民票のある市区町村が申請先となりますので、ご注意ください。ただし、ご自身を扶養している方が課税される場合、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。)

支給額 支給対象者一人につき 3,000円

②障害・遺族基礎年金受給者向け給付金

対象 平成28年度臨時福祉給付金の対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金や遺族基礎年金等を受給している方(高齢者向け給付金の受給者は除く)

支給額 支給対象者一人につき
30,000円を加算

申請方法 支給対象と思われる方へ、昨年8月下旬に申請書等を送付しましたので、申請書に記入の上、申請内容確認書類を添えて、同封の返信用封筒で役場民生課へ返送してください。

給付金の受取方法 申請書に記載した金融機関の指定口座に入金されます。

申請方法に関するお問合せ 役場 民生課 専用ダイヤル ☎(444)3381、3382
午前9時～午後5時(土日・祝日は除く)

制度に関するお問合せ 厚生労働省 専用ダイヤル ☎0570(037)192
午前9時～午後6時(平日のみ)

●「臨時福祉給付金」や「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください